

市区町村における廃棄物処理の現状 水銀含有廃棄物の処理に関連して

平成26年7月9日

公益社団法人全国都市清掃会議

1. 全国都市清掃会議の概要

- * 全国の自治体(市区町村:正会員)と企業(賛助会員)等が、市区町村の廃棄物行政の問題解決のために組織する公益社団法人
- * 昭和22年設立(昭和51年社団法人、平成24年公益社団法人へ移行)
 - 参加自治体数 877(加入率50%)
 - 市・特別区 557(加入率69%)
 - 町村 320(加入率34%)<平成26年4月現在>
- * 参加自治体の人口1億609万人(全人口の83%)
- 賛助会員(59社) 特別会員(5団体、10法人、個人58人)
- 会長 横浜市資源循環局長 名誉会長 横浜市長
- 組織=全国7地区協議会、賛助会員協議会

・沿革

昭和22年(1947) 都市清掃協会として発足

昭和51年(1976) 社団法人全国都市清掃会議として改組

平成24年(2012) 公益社団法人として内閣府より認可

・活動内容

- ①国等へ提言・要望活動②技術指導相談③研究事例発表会
- ④実務者研修・設計要領等の研修事業⑤各種調査研究事業
- ⑥広報啓発活動⑦適正処理困難物対策事業⑧乾電池等水銀
広域回収処理事業⑨プラント保険事業等の公益事業
(当会議が行うすべての事業が公益事業)

- ・国際廃棄物協議会 (ISWA) のナショナルメンバーとして国際
交流活動

2. 自治体における廃棄物処理の現状(1)

地方財政の逼迫

- ・ 税収の減少や義務的経費の増大等

廃棄物処理事業の効率的な管理運営

- ・ 事業の全般的な見直しなど効率的な管理運営の進展等

① **ごみ総排出量及び1人1日当たりごみ排出量**
ともに、平成12年度をピークに年々減少

年度	ごみ排出量	1人1日当り
平成12年度	5.480万トン	1.185g
平成24年度	4.522万トン	963g

② **ごみ収集の状況は**
直営から委託へ年々シフトしている

年度	直営	委託	許可業者
平成12年度	37%	37%	26%
平成24年度	25%	48%	27%

③ **ごみ焼却施設の状況** = 施設数は年々減少しているが処理能力(185千t)は横ばい
発電設備を有する施設(317=27%)
総発電能力は増加

年度	施設数
平成12年度	1.715
平成24年度	1.188

④ **ごみ処理事業経費(平成24年度)**
・ ごみ処理事業費総額 = 17.884億円/年
…平成13年度をピークに年々低減傾向

・ 1人当たりのごみ処理経費 = 14.100円/年
…低減から横ばい傾向

3. 自治体における廃棄物処理の現状(2)

3Rの一層の推進[安全で衛生的な処理＝全量焼却と埋立処分から資源循環へ]

・2Rの推進・「ごみ処理の有料化」の導入等

⑤ リサイクル率はここ数年は横ばい

年度	リサイクル率
平成12年度	14.3%
平成24年度	20.4%

⑥ 平成23年度ごみ処理手数料

…粗大ごみ除く生活ごみ



[分別収集の状況]全自治体数の60%
(1034自治体)が分別品目11~20品目。

⑦ 最終処分場(一般廃棄物)の状況

残余容量は低減傾向にあるが、処分量の減少により残余年数は増加傾向、ここ数年は横ばい

最終処分場の逼迫

・最終処分量(465万トン)は減少
しつつも依然最終処分場は
逼迫している

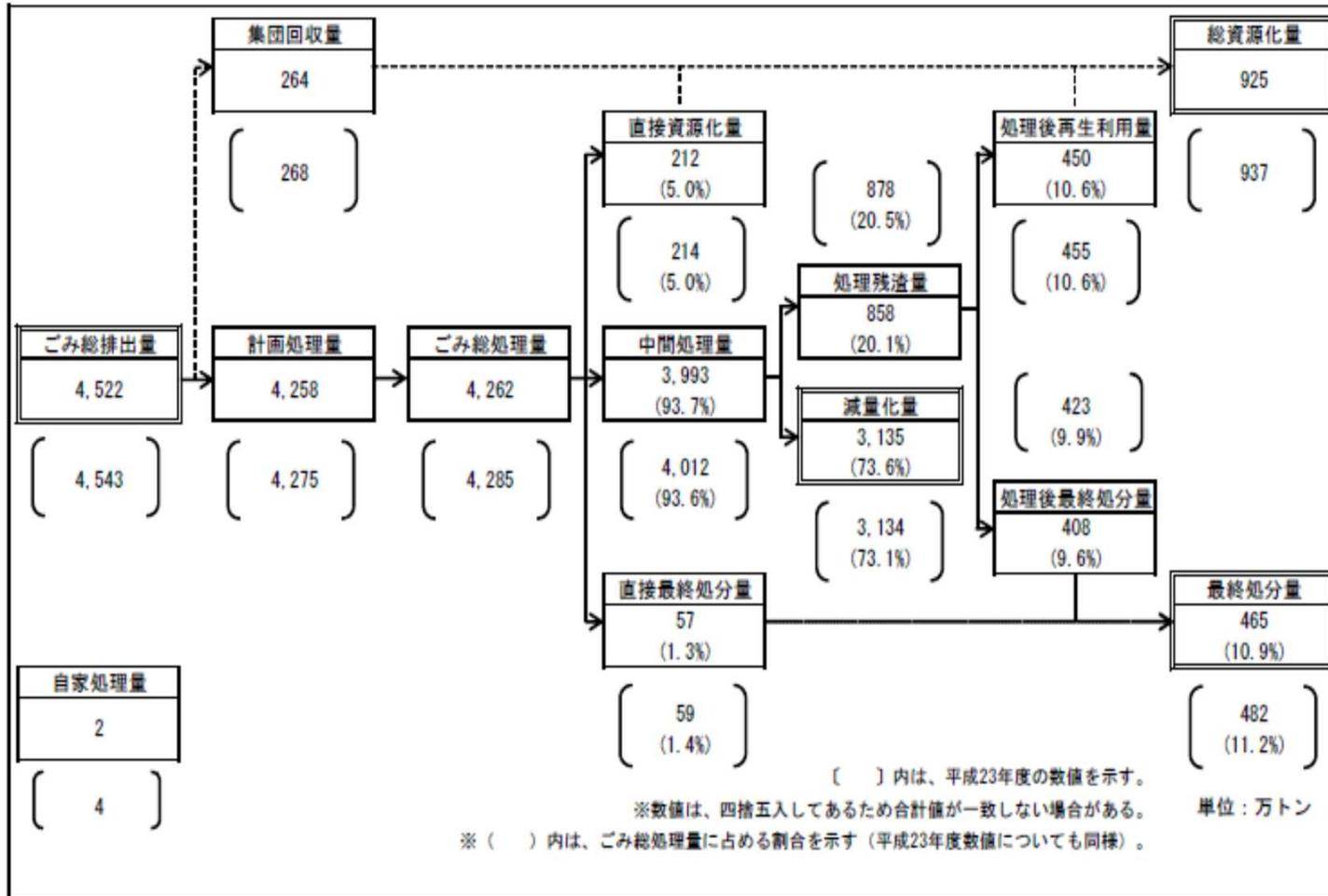
年度	残余容量	残余年数
平成12年度	165百万m ³	12.8年
平成24年度	112百万m ³	19.7年

ごみの総処理量 [単位万トン]

年度	ごみ総処理量	直接焼却	資源化等の中間処理	直接資源化	直接最終処分
平成15年度	5,154	4,024 (78.1%)	717 (13.9%)	227 (4.4%)	186 (3.6%)
平成24年度	4,262	3,399 (79.8%)	594 (13.9%)	212 (5.0%)	57 (1.3%)
差引	- 892 - 17.3%	- 625 - 15.5%	- 123 -17.2%	- 15 -6.6%	-129 -69.4%

H24年度一般廃棄物の処理フロー

(環境省一般廃棄物の排出及び処理状況等)



ごみ総処理量の推移 (環境省一般廃棄物の排出及び処理状況等)

中間処理量のうち、直接焼却された量は3,399万トンであり、直接焼却率はごみの総処理量の79.8%である(図-4)。直接焼却された量については、平成15年度以降は減少傾向が認められる。

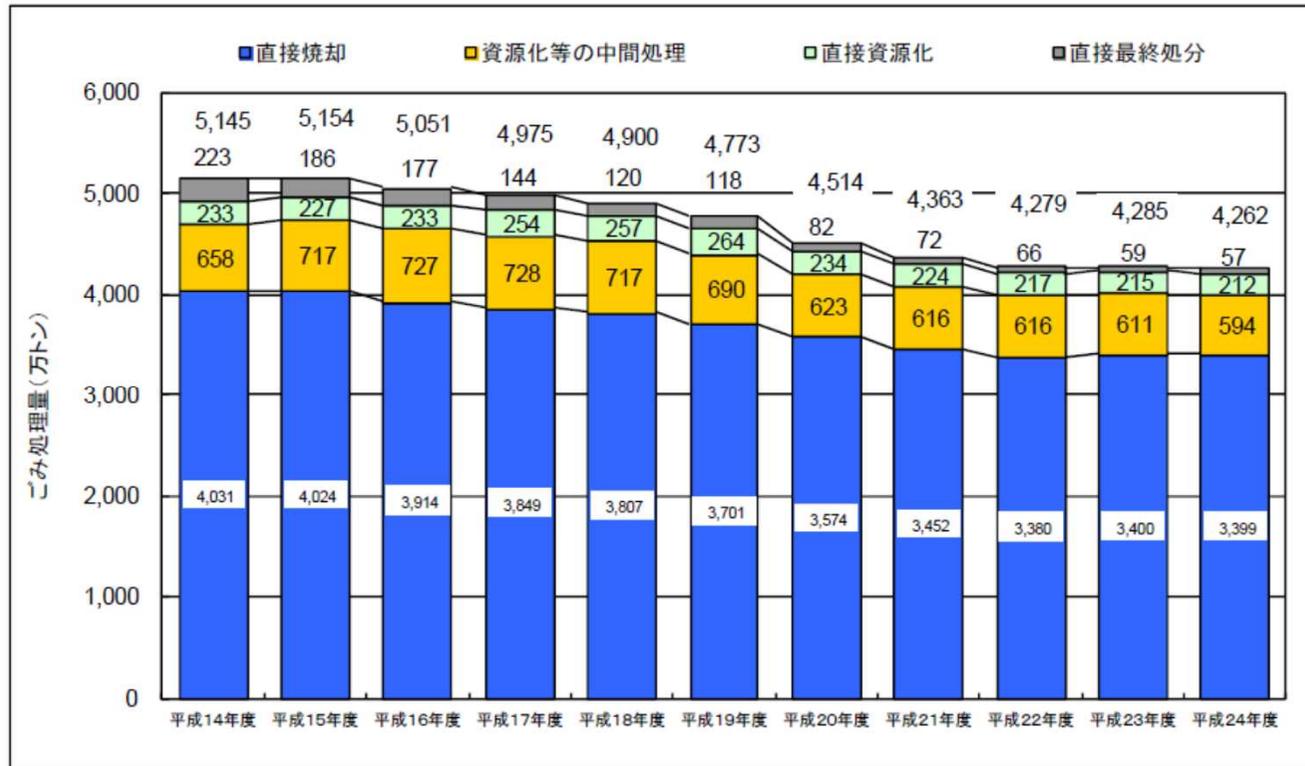


図-4 ごみの総処理量の推移

5. 乾電池、蛍光管、血圧計、体温計等の水銀含有廃棄物の回収・リサイクル

①分別排出・収集

全国の市区町村の廃棄物処理においては、資源物等の分別排出・収集が進み、電池や蛍光管等は、約7割の自治体では不燃物・危険物等として、他のものと区別して分別排出・収集されている。¹⁾

②リサイクル

多くの自治体では乾電池や蛍光管等の広域処理(全都清ルート)及び市区町村の入札等による民間事業者処理(独自ルート)によるリサイクルルートによって水銀の回収など適正に処理されている。

③埋立

リサイクルによらない場合は、自治体の最終処分場や民間の最終処分場に埋め立て処分されている。最終処分場においては、排水管理施設を設置し、排水管理基準に基づき排水管理を行い、水銀を測定し、最終処分場外への流出をしないように適正に管理している。

出典1)株式会社エックス都市研究所:環境省委託業務 平成25年度水銀廃棄物の処理実態調査委託業務報告書,平成26年3月

④各ルートでの処理量

野村興産の取り扱い実績(H25年度分野村興産提供資料)

水銀回収量は、処理量からの按分である。

団体数は、事務組合があるため市町村の数ではない。

乾電池	処理量(t)	水銀回収量(kg)	団体数
一廃全都清ルート	4,582	46	203
一廃独自ルート	6,768	68	371
一廃計	11,350	114	574

蛍光灯	処理量(t)	水銀回収量(kg)	団体数
一廃全都清ルート	2,031	78	166
一廃独自ルート	2,690	102	336
一廃計	4,721	180	502

6. 水銀添加廃製品（一般廃棄物）の回収における課題

①分別収集

多くの自治体で、電池や蛍光管等については、分別排出、分別収集が行われているが、水銀使用の血圧計・体温計等については、分別区分が明確でない自治体もある。

水銀添加廃製品は、少なくとも不燃物として分別収集し、焼却することの無いよう自治体に周知する必要がある。

②退蔵品の回収

水銀を使用した血圧計・体温計等は、現在製造されていないが、各家庭には、水銀を使用した血圧計・体温計等が退蔵されているため、不用となった水銀使用の血圧計・体温計などを分別回収し、適正処理を行う必要がある。

③市民啓発の必要

水銀を正しく理解して、適正に排出し、適正に処理することが必要。

(市民啓発や回収のモデル事業の検討)

(参考) 市区町村における廃家電製品の処理の現状

(1) 家電リサイクル法対象の家電4品

家電リサイクル法対象の家電4品は、家電リサイクル法のルートなどでリサイクルされている。市町村が処理責任を負っている義務外品や不法投棄された家電4品の多くは、小売店などを通じ家電のリサイクルルートでリサイクルされている。

(2) 小型家電リサイクル法対象の家電製品(家電4品以外の家電製品)

家電4品以外の家電製品は、

- ① 小型家電リサイクルルートによりリサイクルされるもののほか、
- ② 不燃ごみ・粗大ごみ・可燃ごみ(粗大ごみではない比較的小型のもの)として収集され、ピックアップなどによりリサイクルルートに乗せられるものの他、
- ③ 不燃ごみ・粗大ごみ(破碎したのち)は直接埋立され、
- ④ 粗大ごみ(破碎したのち)・可燃ごみは焼却後埋立処分されている。

7. 一般廃棄物焼却施設における排ガス対策

①ダイオキシン対策

平成11年のダイオキシン類対策特別措置法によるダイオキシン規制に対応するため、活性炭吹込バグフィルターの整備が進められ、市区町村の一般廃棄物焼却施設の排ガス対策が行われている。

水銀に関しては、活性炭吹込みバグフィルターで効率よく水銀が除去されることが確認されている。また、洗煙設備を活用している場合もある。

(バグフィルターの前と後では、概ね70~90%除去されるといわれている。)

(詳細は工業会のプレゼンを参照してください。)

②自主基準

現在、水銀については、市町村の焼却施設の排ガスに関し基準がないので、一部の自治体では自主的な基準を設けて測定を行っているのを除き、多くの自治体では測定を行っていない。

自主基準の例 $0.05\text{mg}/\text{Nm}^3$

測定値(平均値)の例 $0.009\sim 0.023\text{mg}/\text{Nm}^3$

③条例による基準

県などの生活環境の保全に関する条例などにより基準を設けて水銀を測定している自治体の例もある。

規制基準としては、排出口で $0.2\text{mg}/\text{Nm}^3$ 、 $0.6\text{mg}/\text{Nm}^3$ 、 $0.1\sim 1\text{mg}/\text{Nm}^3$ などがある。

測定結果としては、基準値以下であった。

④有害大気汚染物質に係る指針値(H15.7中環審7次答申)

水銀 年平均値 $0.04\mu\text{gHg}/\text{m}^3$ 以下

8. 市町村の廃棄物最終処分場の状況

①最終処分場の逼迫

残余容量は減少しているが、処分量の減少により、残余年数はここ数年は、横ばい傾向である。今後も、最終処分量を減らしていかなければならない。

年度(平成)	残余容量(百万m ³)	残余年数(年)
15	145	14.0
24	112	19.7

また最終処分場を有していない自治体が、307(全自治体数の18%)あり、逼迫した状況にあるといえる。

今後とも、3Rの推進により、最終処分場の延命化を図っていく必要がある。

②最終処分場の排水管理

最終処分場においては、遮水シートや排水処理施設などにより、適正に管理され処理されている。

公共用水域への排出基準

区分(水質)基準値	総水銀	アルキル水銀
排水基準を定める省令	0.005mg/L	検出されないこと

使用済み乾電池等の広域回収・処理事業の概要

1.経緯

昭和60年8月厚生省(現環境省)からの「使用済み乾電池の適正処理の推進を援助する組織体制の整備に関する依頼」に基づき、(社)全国都市清掃会議内に「使用済み乾電池広域回収・処理連絡会」を設置し、全国の市町村を対象に「使用済み乾電池等の広域回収・処理計画」により分別・収集された使用済み乾電池等を運搬、処理・処分するシステムの運営・管理事業を「使用済み乾電池等広域回収処理事業」として昭和61年度から実施。

また、平成11年4月に蛍光管等を対象品目に加える。

3. 使用済み乾電池等広域回収・処理連絡会

(1)設置目的

使用済み乾電池、蛍光管等の運搬、処理・処分を安全に、かつ、効率的に実施することを目的に公益社団法人全国都市清掃会議内に設置されている。なお、地方自治体は本連絡会に登録をすれば、使用済み乾電池及び蛍光管の処理・処分が広域回収・処理を実施することができる。

(全都清の会員・非会員に関わらず会員登録できる)

(2)連絡会登録状況(平成26年4月1日現在)

団 体 数：604 団体(市311, 区0, 町137, 村21, 組合135)

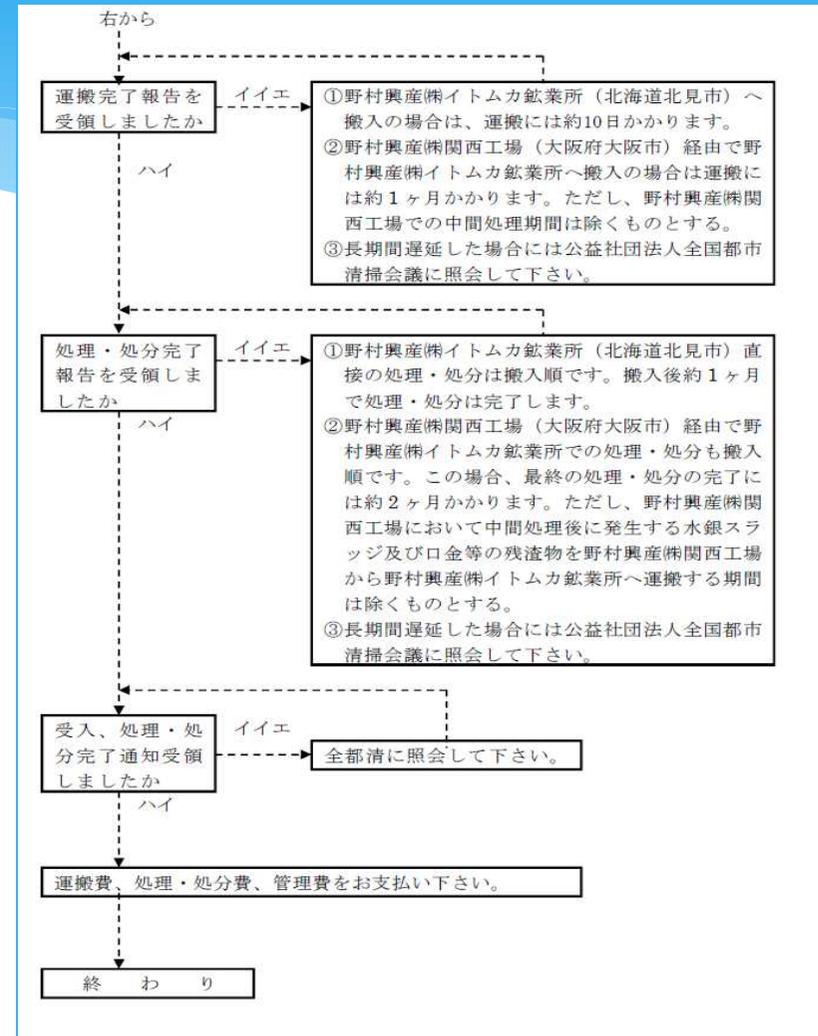
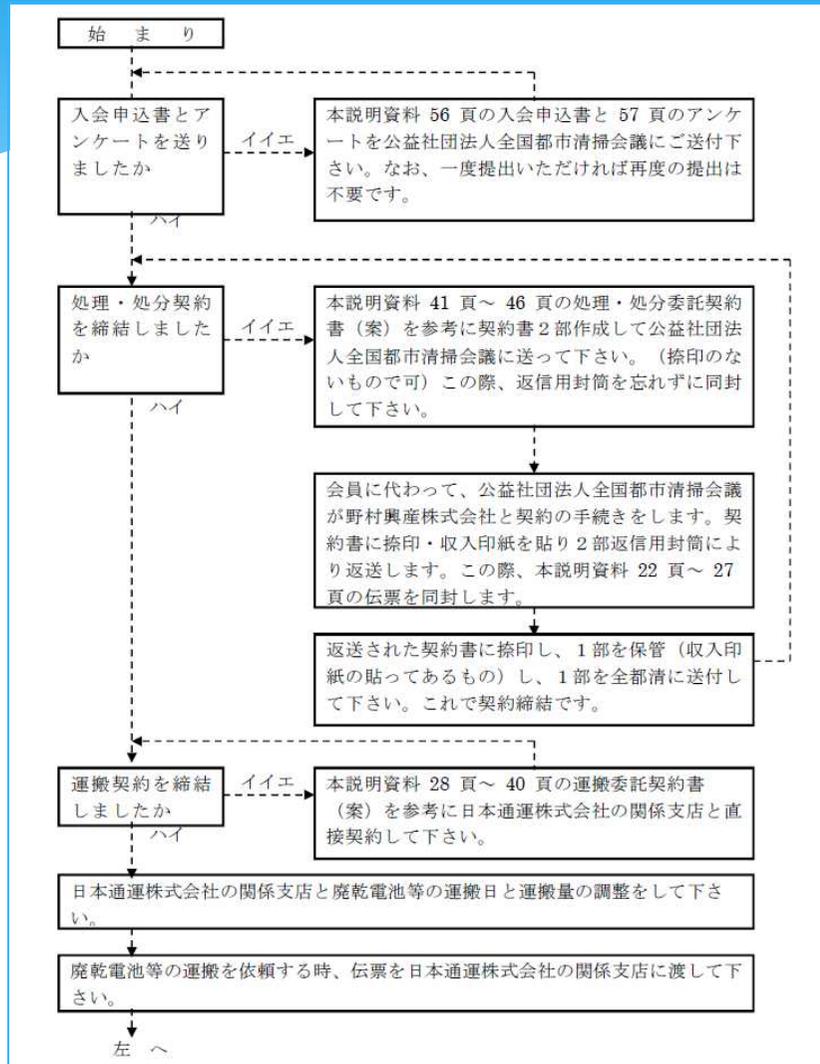
組合構成市区町村数(市187, 区0, 町235, 村52) ←

延市区町村数：943 (市498, 区0, 町372, 村73)

3. 事業内容

- ① 広域回収・処理計画の策定
- ② 広域回収・処理事業の実施
- ③ 一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準に基づく現地確認及び受入自治体に対する通知等
- ④ 使用済み乾電池等広域回収処理事業管理・運営協議会の開催
- ⑤ 広域回収処理実績報告並びに関係情報の提供

4. 使用済み乾電池等の広域回収・処理事務手順



5. 使用済み乾電池等の広域回収・処理計画

使用済み乾電池等の広域回収・処理計画

昭和61年2月5日制定

1 目的

本計画は、昭和 60 年 7 月の厚生省生活環境審議会適正処理専門委員会報告の趣旨を踏まえ、使用済み乾電池等の広域回収・処理を①安全かつ効率的な収集・運搬、②安全かつ無害な処理・処分、③処理・処分費に配慮しつつ、資源の再利用を図り併せて水銀回収を行う処理方式、④効率的な事務処理によって実施することを目的とするものである。

2 対象

本計画の使用済み乾電池等（以下、「廃乾電池等」という。）とは、使用済み乾電池及び使用済み蛍光管等とする。

本計画は、使用済み乾電池等の分別収集を行っている市区町村等のうち、共同して運搬、処理・処分を行うこととする市区町村等を対象とする。

但し、使用済み蛍光管等とは、使用済み蛍光管、体温計、鏡、血圧計をいう。

3 広域回収・処理

(1) 収集

ア 廃乾電池等の収集は、市区町村等が自ら又は市区町村等が他者に委託して行う。

イ 収集した廃乾電池等は、処理・処分のために搬出するまでの間、適正に保管する。

(2) 運搬

ア 市区町村等は、廃乾電池等を保管場所から共同運搬するために取りまとめる場所（以下、「取扱所」という。）へ自ら、又は他者に委託して運搬する。

ただし、駅又は港構内にある取扱所（※印のついた取扱所）においては、密閉型の 5 トンコンテナによる持込みに限り、取扱所において開扉せず、コンテナを載せ替える場合だけ、取り扱うこととする。

イ 市区町村等は、原則として、別表 1 の運搬業者（以下「運搬業者」という。）に委託して行う。ただし、取扱所から廃乾電池等の運搬を、別表 2 に定める広域回収・処理センター（以下、処理センター）という。）又は関西工場へ自ら行う場合はその限りではない。

ウ 運搬業者は、廃乾電池等を取扱所からコンテナにより処理センター又は関西工場に運搬する。ただし、北海道地区内と近畿地区内は、トラックにより運搬する。

エ 使用済み蛍光管（以下、「廃蛍光管」という。）に係る処理・処分を関西工場経由で委託する市区町村は中間処理（ガラスの資源化）後の残渣物（水銀スラッジ及びロ金等）の運搬を運搬業者に委託して行う。

オ 運搬業者は、廃乾電池等の処理センター及び関西工場への搬入状況を公益社団法人全国都市清掃会議（以下、「全都清」という。）に報告する。

(3) 処理・処分

ア 市区町村は、廃乾電池等の処理・処分（関西工場における中間処理を含む）を、当面、別表 2 の処理センター及び関西工場に委託して行う。

イ 処理センター及び関西工場は、廃乾電池等から有用資源の再利用を図り併せて水銀回収を行う処理方法により処理し、残渣は適正に最終処分する。

ウ 処理センター及び関西工場は、市区町村等から搬入された廃乾電池等の処理・処分（中間処理を含む）の状況を全都清に報告する。

(4) 監視等

全都清は、廃乾電池等の運搬、処理・処分（中間処理を含む）の状況を調査し、市区町村等に報告する。

4 その他

(1) 本計画の実施要領は、全都清が別途作成する。

(2) 本計画では、市区町村等における廃乾電池等の処理・処分（中間処理を含む）は、当面、別表 2 の処理センター及び関西工場に委託することとしたが、今後とも、処理センター等の整備に向けて調査等を継続し、実施可能となった時点で早急に計画を見直すものとする。また、他の事項についても、必要に応じて見直すものとする。

(3) 本計画は、昭和 61 年 3 月から実施する。

別表 1

運搬業者	
日本通運株式会社	〒105 - 8322 東京都港区東新橋一丁目9番3号 03 - 6251 - 1275
日本貨物鉄道株式会社	〒151 - 0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目33番8号 03 - 5367 - 7398
日本海運株式会社	〒105 - 8322 東京都港区東新橋一丁目9番3号 03 - 6251 - 6470

別表 2

野村興産株式会社 本社	〒103 - 0012 東京都中央区日本橋堀留町2-1-3 ヤマトインターナショナル日本橋ビル 03 - 5695 - 2530
広域回収・処理センター 野村興産株式会社イトムカ鉱業所	〒091 - 0162 北海道北見市留辺蘂町富士見217番地1 0157 - 45 - 2911 対象業務 使用済み乾電池及び使用済み蛍光管等の処理・処分
野村興産株式会社 関西工場	〒555 - 0041 大阪府大阪市西淀川区中島二丁目4番143号 06 - 6476 - 0025 対象業務 使用済み蛍光管の中間処理 (破碎・選別・洗浄・ガラスの資源化) (水銀スラッジ及びロ金等の残渣物は北海道イトムカ鉱業所にて処理・処分する。) 搬入条件 関西工場に搬入できる使用済み蛍光管は、未破碎の蛍光管及び破碎済み蛍光管（野村興産指定のリサイクル型蛍光管破碎機により破碎された蛍光管であって且つ異物の混入のないもの） リサイクル型蛍光管破碎機とは、G Z - 21 - 10（極東開発工業製）及びN C R - 40 F、N C R - 110 F（鎌長製衡製）をいいます。

6. 使用済み乾電池等の運搬費及び処理・処分費

(1)使用済み乾電池・蛍光管等の運搬

発送単位は、5トンコンテナ1基単位とし、発送地(自治体保管場所)から日通取扱所までは自治体が運搬する。

①北海道広域回収処理センター(野村興産(株)イトムカ鉱業所)向けの場合

- ・日通取扱所からJR貨物最寄駅を經由し、北海道広域回収処理センターへ運搬

距離に応じた運搬費を年度ごとに提示しています。

(EX.宇都宮94,300円、岡山118,800円、福岡138,900円)

②野村興産(株)関西工場経由北海道広域回収処理センター向けの場合(蛍光管のみ)

- ・日通取扱所からJR貨物最寄駅を經由し関西工場へ運搬
距離に応じた運搬費を年度ごとに提示しています。

(EX.金沢36,910円、広島39,910円)

・関西工場では、蛍光管の中間処理を行い、処理後の水銀スラッジ及び口金等の残渣物のみを北海道広域回収処理センターへ運搬。

*野村興産(株)関西工場から北海道広域回収処理センター(野村興産(株)イトムカ鉱業所)へ処理後の水銀スラッジ及び口金等の残渣物を運搬する料金は、29円/kgとなっています。

(処理量×残差率29%×29円/kg)

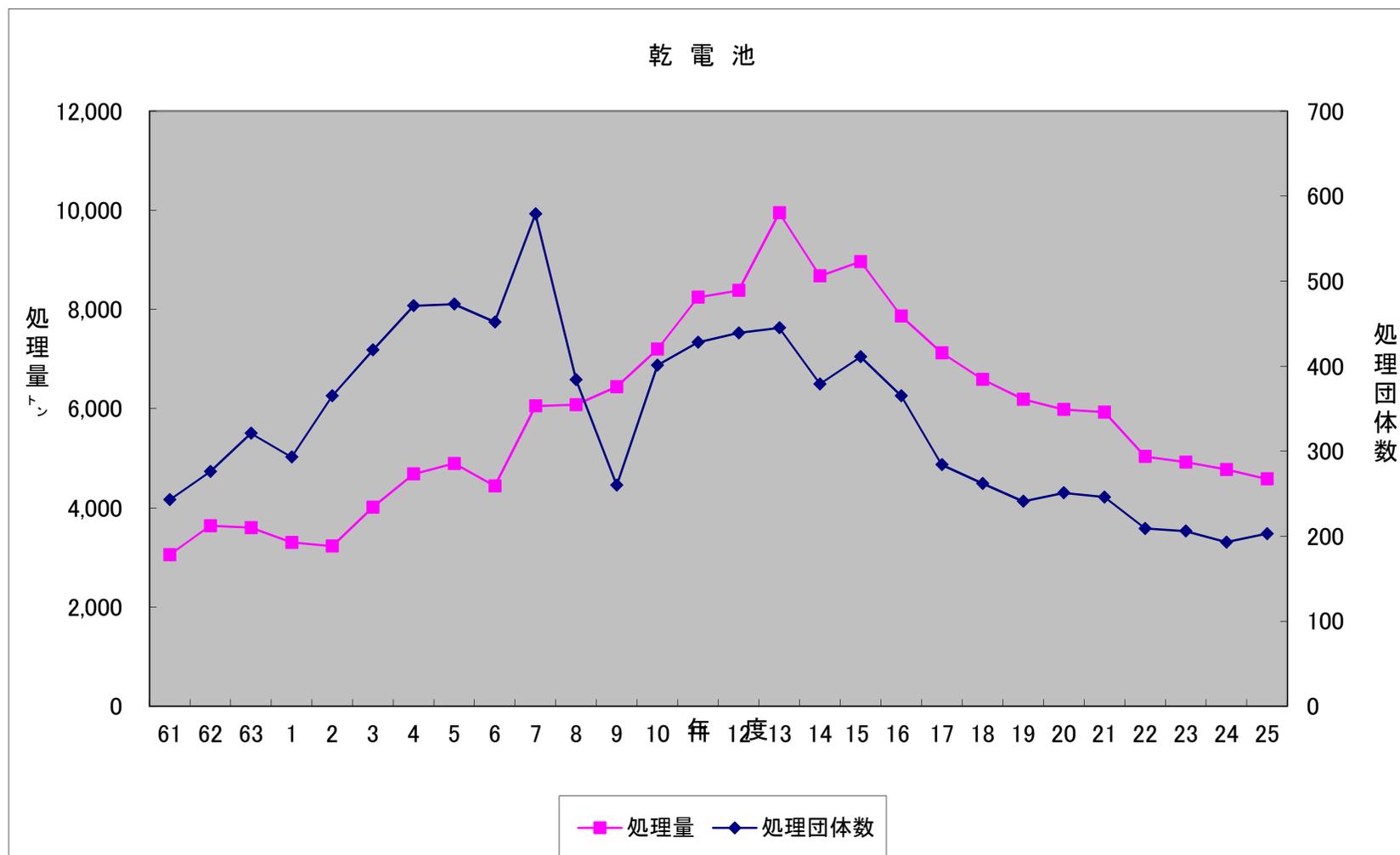
(3)使用済み乾電池等の処理・処分費

使用済み乾電池・蛍光管等の処理・処分費は、1kgあたり73円

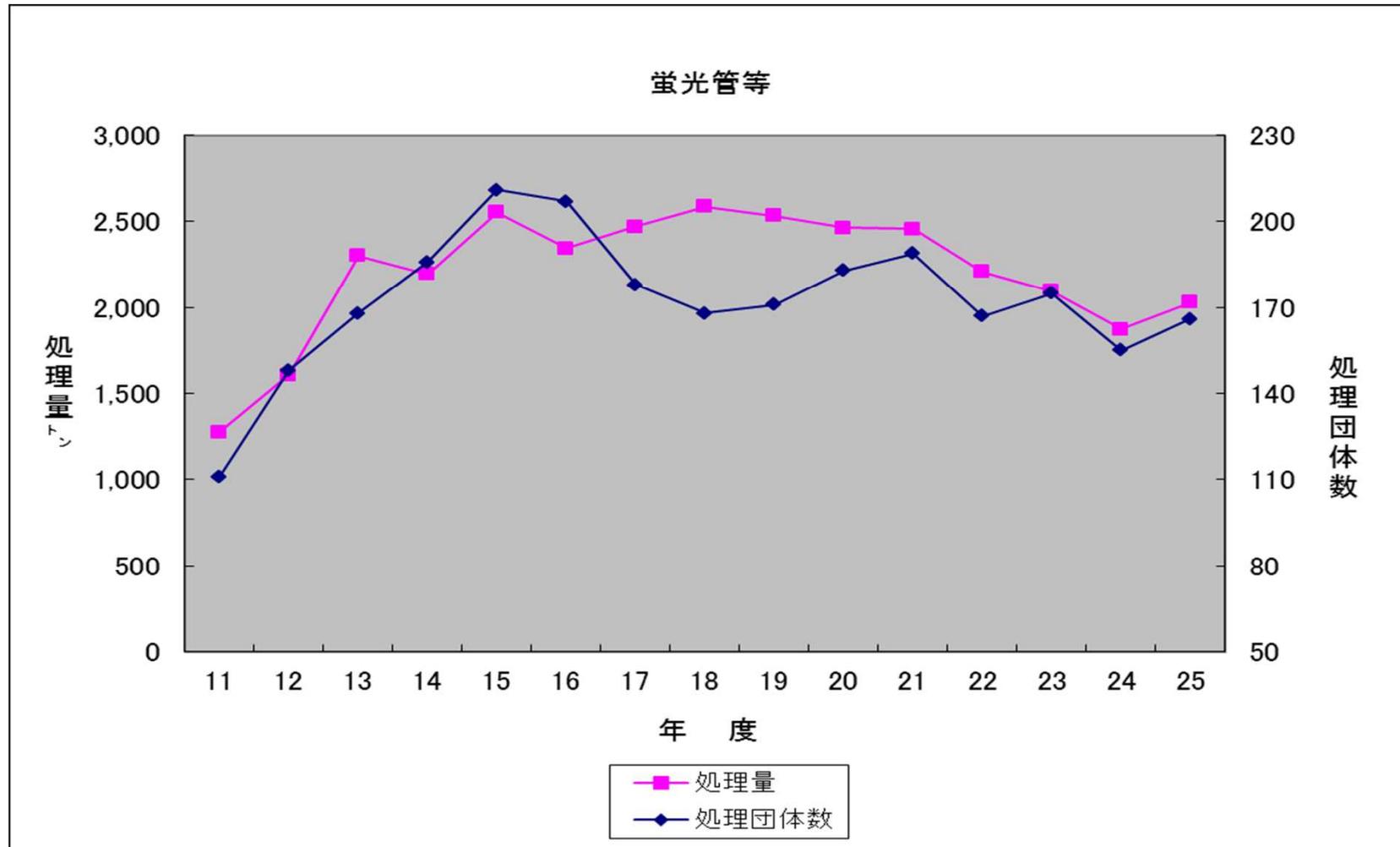
但し、直管形蛍光管及び環形蛍光管をリサイクル形破碎機にて破碎した場合は、1kg当たり68円とする。

リサイクル形破碎機とは、GZ-21-10(極東開発工業製)・NCR-40F、NCR-110F(鎌長製衡製)をいう。

使用済み乾電池の広域回収・処理事業の実績



使用済み蛍光管等の広域回収・処理事業の実績



使用済み乾電池の広域回収・処理事業の実績

◆ 乾電池

年度	処理量(t)	処理団体数	水銀回収量(kg)
61	3,056	243	917
62	3,639	276	1,092
63	3,601	321	1,080
1	3,304	293	991
2	3,277	365	894
3	4,013	419	839
4	4,682	471	702
5	4,893	473	501
6	4,442	452	336
7	6,053	579	332
8	6,077	384	255
9	6,442	260	225
10	7,198	401	204
11	8,247	428	216

◆ 蛍光管等

年度	処理量(t)	処理団体数	水銀回収量(kg)
12	8,384	439	219
13	9,773	445	228
14	8,674	379	191
15	8,964	411	195
16	7,866	365	169
17	7,125	284	107
18	6,592	262	75
19	6,188	241	60
20	5,981	251	58
21	5,929	246	57
22	5,034	209	49
23	4,921	206	49
24	4,773	193	48
25	4,582	203	46

年度	処理量(t)	処理団体数	水銀回収量(kg)
11	1,278	111	41
12	1,607	148	52
13	2,266	168	91
14	2,196	186	88
15	2,555	211	102
16	2,345	207	94
17	2,470	178	99
18	2,588	168	104
19	2,534	171	101
20	2,463	183	99
21	2,459	189	97
22	2,210	167	88
23	2,096	175	84
24	2,568	155	103
25	2,031	166	78

注記:水銀回収量は、野村興産(株)の水銀回収実績から按分して算出しています。

平成25年度処理量・処理団体数実績

都道府県	処理量 [※]				処理団体数			
	計	乾	蛋	残渣	計	乾	蛋	乾+蛋
1 北海道	402	239	163	0	12	7	5	5
2 青森県	104	74	30	0	8	4	4	4
3 岩手県	289	250	39	0	13	8	5	5
4 宮城県	141	88	53	0	13	7	6	5
5 秋田県	122	122	0	0	10	10	0	0
6 山形県	308	217	91	0	12	7	5	5
7 福島県	48	24	24	0	7	3	4	1
8 茨城県	111	66	45	0	16	8	8	7
9 栃木県	97	90	7	0	5	4	1	1
10 群馬県	0	0	0	0	0	0	0	0
11 埼玉県	0	0	0	0	0	0	0	0
12 千葉県	56	20	36	0	5	2	3	2
13 東京都	0	0	0	0	0	0	0	0
14 神奈川県	178	153	25	0	9	7	2	2
15 新潟県	288	287	1	0	6	4	2	2
16 富山県	16	6	10	0	3	1	2	1
17 石川県	179	101	78	4	9	4	5	4
18 福井県	81	19	62	0	5	1	4	1
19 山梨県	89	71	18	0	11	6	5	5
20 長野県	119	96	23	0	13	7	6	6
21 岐阜県	414	203	211	47	28	13	15	13
22 静岡県	344	222	122	12	14	6	8	6
23 愛知県	1008	685	323	76	34	18	16	13
24 三重県	390	289	101	3	21	11	10	9

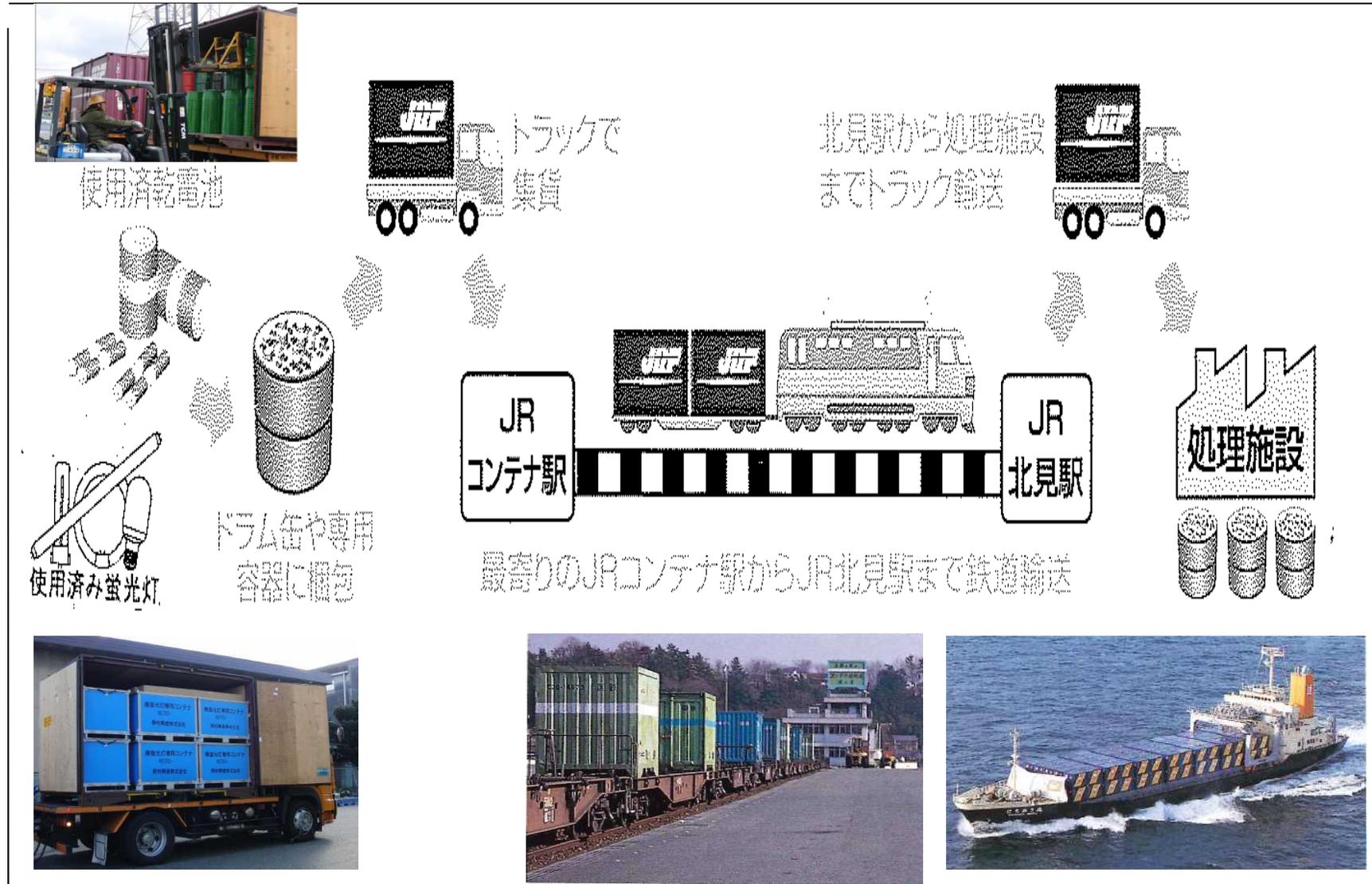
都道府県	処理量 [※]				処理団体数			
	計	乾	蛋	残渣	計	乾	蛋	乾+蛋
25 滋賀県	156	122	34	3	11	6	5	4
26 京都府	157	115	42	5	10	6	4	4
27 大阪府	80	51	29	5	7	4	3	2
28 兵庫県	120	64	56	7	7	3	4	2
29 奈良県	58	37	21	6	2	1	1	1
30 和歌山県	48	48	0	0	4	4	0	0
31 鳥取県	73	40	33	10	4	2	2	1
32 島根県	8	5	3	1	2	1	1	1
33 岡山県	60	42	18	3	6	3	3	2
34 広島県	440	304	136	13	11	5	6	5
35 山口県	123	88	35	2	8	4	4	3
36 徳島県	31	27	4	0	9	6	3	3
37 香川県	0	0	0	0	0	0	0	0
38 愛媛県	170	85	85	12	16	8	8	7
39 高知県	161	106	55	11	11	6	5	5
40 福岡県	72	72	0	0	2	2	0	0
41 佐賀県	2	2	0	0	1	1	0	0
42 長崎県	70	52	18	0	4	3	1	1
43 熊本県	0	0	0	0	0	0	0	0
44 大分県	0	0	0	0	0	0	0	0
45 宮崎県	0	0	0	0	0	0	0	0
46 鹿児島県	0	0	0	0	0	0	0	0
47 沖縄県	0	0	0	0	0	0	0	0
計	6,613	4,582	2,031	220	369	203	166	138

使用済み乾電池等広域回収・処理連絡会 都道府県会員別会員数

	会員数	内訳				組合内訳			合計			総合計
		市	町	村	組合	市	町	村	市	町	村	
北海道	16	12	2	0	2	3	5	1	15	7	1	23
青森県	10	3	2	0	5	7	16	7	10	18	7	35
岩手県	15	6	3	0	6	5	9	3	11	12	3	26
宮城県	14	6	4	0	4	5	15	1	11	19	1	31
秋田県	12	8	4	0	0				8	4	0	12
山形県	10	3	1	0	6	11	17	3	14	18	3	35
福島県	13	6	1	1	5	4	12	8	10	13	9	32
茨城県	19	12	1	1	5	10	2	1	22	3	2	27
栃木県	11	5	2	0	4	5	9	0	10	11	0	21
群馬県	20	7	5	2	6	2	8	6	9	13	8	30
埼玉県												
千葉県	9	6	1	0	2	3	3	0	9	4	0	13
東京都	1	0	0	1	0				0	0	1	1
神奈川県	19	9	7	0	3	5	3	0	14	10	0	24
新潟県	14	10	2	0	2	3	2	1	13	4	1	18
富山県	11	7	3	0	1	2	0	0	9	3	0	12
石川県	8	3	0	0	5	6	7	1	9	7	1	17
福井県	6	3	0	0	3	6	3	0	9	3	0	12
山梨県	14	5	3	3	3	5	6	0	10	9	3	22
長野県	28	9	4	9	6	6	9	10	15	13	19	47
岐阜県	30	14	12	2	2	4	6	0	18	18	2	38
静岡県	20	10	8	0	2	3	1	0	13	9	0	22
愛知県	34	23	5	0	6	9	8	3	32	13	3	48
三重県	23	12	6	0	5	8	7	0	20	13	0	33

	会員数	内訳				組合内訳			合計			総合計
		市	町	村	組合	市	町	村	市	町	村	
滋賀県	12	9	0	0	3	5	6	0	14	6	0	20
京都府	12	9	0	0	3	6	5	0	15	5	0	20
大阪府	9	6	1	0	2	5	0	0	11	1	0	12
兵庫県	14	8	3	0	3	5	4	0	13	7	0	20
奈良県	1	1	0	0	0				1	0	0	1
和歌山県	10	5	3	0	2	2	7	0	7	10	0	17
鳥取県	6	2	2	0	2	3	10	1	5	12	1	18
島根県	6	5	0	0	1	0	3	0	5	3	0	8
岡山県	12	9	0	0	3	4	4	0	13	4	0	17
広島県	16	9	4	0	3	2	4	0	11	8	0	19
山口県	10	7	2	0	1	2	0	0	9	2	0	11
徳島県	14	2	10	0	2	1	4	0	3	14	0	17
香川県	9	5	3	0	1	2	3	0	7	6	0	13
愛媛県	17	10	6	0	1	2	2	0	12	8	0	20
高知県	14	5	1	2	6	6	8	2	11	9	4	24
福岡県	19	8	5	0	6	10	9	1	18	14	1	33
佐賀県	14	6	7	0	1	2	1	0	8	8	0	16
長崎県	12	7	2	0	3	3	5	0	10	7	0	17
熊本県	10	4	0	0	6	9	11	3	13	11	3	27
大分県	6	5	0	0	1	2	0	0	7	0	0	7
宮崎県	19	7	11	0	1	2	0	0	9	11	0	20
鹿児島県	5	3	1	0	1	2	1	0	5	2	0	7
沖縄県												
合計	357	179	76	19	83	112	148	45	291	224	64	579

使用済み乾電池・蛍光灯等の輸送フロー



使用済み乾電池の処理・処分方法



出所：野村興産(株)

使用済み蛍光灯の処理・処分方法

